

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画改定年度	平成23年度 平成26年度 平成29年度 令和2年度 令和5年度
計画主体	胎内市

胎内市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 胎内市農林水産課
所在地 新潟県胎内市新和町2番10号
電話番号 0254-43-6111
FAX番号 0254-43-6979
メールアドレス noushin@city.tainai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、 イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	新潟県胎内市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
ニホンザル	水稲	44.3万円	0.42ha
	豆類	0.8万円	0.8ha
	いも類	4.7万円	0.4ha
	野菜	1.7万円	1.4ha
	果樹	21.4万円	0.2ha
カラス	水稲	8.8万円	0.08ha
	豆類	0.9万円	0.26ha
	果樹	8.3万円	0.4ha
	野菜	20.5万円	1.2ha
ツキノワグマ	野菜	9.8万円	0.2ha
	その他	1.0万円	0.1ha
イノシシ	水稲	32.4万円	0.3ha
	豆類	1.8万円	0.3ha
	飼料作物	0.7万円	0.1ha
	いも類	1.8万円	0.2ha
ニホンジカ	水稲	2.9万円	0.03ha
合計	—	161.8万円	6.39ha

(2) 被害の傾向

<p>《ニホンザル》</p> <p>第三期新潟県ニホンザル管理計画によると、下越広域における推定個体数は92群、3,404～4,600頭いると推定されている。当地域においては地域や猟友会等からの聞き取りによると加害群は9群程度、1群当たり60～70頭規模で存在すると推定され、毎年4月から12月にかけて山間部を中心に農地や集落周辺に出没し、一部のサルについては、人身被害を及ぼしている。</p> <p>農作物については水稲・野菜等に被害が発生しており、被害の拡大による農業者の生産意欲の低下が、耕作放棄地を増加させ、被害金額以上の被害を及ぼしている。</p> <p>《カラス》</p> <p>山間部・市街地を問わず広く生息しており、田植え後の苗の踏み付け被害や野菜への</p>
--

食害がある。

《ツキノワグマ》

毎年、春から秋にかけて出没は山間部が中心となるが、近年は平野部でも出没が確認されている。平成28年度・令和2年度・令和4年度には人身被害も発生しており、特に堅果類の凶作年は大量出没の傾向がある。

農作物については、自家消費野菜などの被害報告が寄せられている。また、人身被害のおそれがあることから、農業者の生産意欲の低下と耕作放棄地の増加をもたらしている。

《イノシシ》

市内でも多くの目撃情報や捕獲情報が寄せられ、農地等への被害が発生している。早急な対策を講ずる必要がある。

《ニホンジカ》

目撃・農作物被害情報や捕獲情報が寄せられており、今後も生息数の増加が考えられる。農作物被害の増加も考えられることから、早急な対策を講ずる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
ニホンザル	72.9万円	3.22ha	65.6万円	2.7ha
カラス	38.5万円	1.94ha	26.3万円	1.0ha
ツキノワグマ	10.8万円	0.3ha	8.8万円	0.1ha
イノシシ	36.7万円	0.9ha	30.7万円	0.4ha
ニホンジカ	2.9万円	0.03ha	2.6万円	0.02ha
合計	161.8万円	6.39ha	134万円	4.22ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	《ニホンザル》 ・ 猟友会員による巡回及び猟友会員の出動による捕獲 ・ はこ罠設置による捕獲 ・ 鳥獣対策に係る33集落の代表である区長や農家組合長に対する獣害対策勉強会の開催。 《カラス》 ・ 猟友会員による巡回及び捕獲 《ツキノワグマ》 ・ はこ罠の設置による捕獲	・ 巡回に要する必要経費の負担 ・ GPS発信機の装着 (ニホンザル) ・ 生息数及び行動域の正確な把握 (ニホンザル) ・ 猟友会員の高齢化に伴う有害鳥獣駆除人員の減少

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市補助による電気柵の設置 ・花火による威嚇 ・追い払いや放任野菜・果樹の除去等に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落単位での電気柵設置について合意形成が得られない ・放任野菜・果樹の除去などの対策について継続的な啓発活動の実施 ・電気柵の管理や追い払い活動の対策の担い手確保
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・放任野菜・果樹の除去等に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・放任野菜・果樹の除去などの対策について継続的な啓発活動の実施

(5) 今後の取組方針

<p>《担い手育成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に捕獲の担い手減少が懸念されることから、有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金を活用するなどして担い手を確保し、被害防止対策の技術指導者を養成するための研修会等も実施しながら人材育成に努める。 ・一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場（仮称）」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用の確保及び捕獲技術の向上を推進する。 ・将来的に捕獲の担い手減少が懸念されることから、有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金を活用するなどして担い手を確保し、被害防止対策の技術指導者を養成するための研修会等も実施しながら人材育成に努める。 <p>《ニホンザル》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の出没・加害群に発信機を装着し、被害地域におけるサルの生息状況の把握に努める。これにより生息数及び行動域のより正確な把握に努める。 ・群れごとのモニタリングにより、加害群度の把握に努める。加害群度別に、捕獲オプション（選択捕獲・部分捕獲・群れ捕獲）、捕獲目標頭数、捕獲手法（わな、銃器）を定め、計画的な捕獲に努める。 ・個体数の増加率を考慮しつつ、猟友会員による巡回とはこ罾を使用した捕獲による群れの個体数調整を行うほか、農地等に出没し被害を及ぼす個体については、駆除や追い払いを行う。 ・被害防止のための体制整備として、住民に対し追い払いや放任野菜・果樹の除去等に関する啓発を継続して行い、サルを誘引しにくい集落づくりの実現に努める。 ・電気柵については、集落等で管理体制が整備され要望があれば設置の支援を行う。 <p>《カラス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している猟友会による捕獲を継続して行い、被害の抑制や個体数の低減に努める。 <p>《ツキノワグマ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止のための体制整備として、住民に対し放任野菜、果樹の除去等に関する啓発を継続して行い、ツキノワグマを誘引しにくい集落づくりの実現に努める。 ・農作物被害、人身被害防止のために必要最小限の範囲で捕獲を行う。

《イノシシ》

- ・被害が発生している他地域の対策を参考に、有効な被害防止策を講ずると共に、銃器やわなによる捕獲を実施する。

《ニホンジカ》

- ・農作物、森林被害のモニタリングを推進し、被害の状況を踏まえた上で、銃器やわなによる捕獲を実施。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

《ニホンザル》

- ・猟友会員が定期的に巡回、または集落から被害等の情報があった場合に出動し銃器又ははこ罠により捕獲を行う。

《カラス》

- ・繁殖期及び収穫期前に猟友会員による一斉捕獲を行う。

《イノシシ・ニホンジカ》

- ・猟友会員の定期的な巡回、又は集落からの被害報告により出動し銃器や罠による捕獲を行う。

《ツキノワグマ》

- ・出没状況や被害の発生状況に応じ銃器又は罠により捕獲する。

※人身被害等の緊急性のある場合は、市が設置する鳥獣被害対策実施隊により、有害鳥獣捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル カラス ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・ 出没群への発信器の装着及び固定基地局の設置検討。 (ニホンザル) ・ はこ罠の設置 (ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ) ・ 猟友会員による定期的な巡回の実施、被害発生時の出動 ・ モンキーダッグの効果検証や効率的な追い払いを実施する。 (農作物被害について、集落の方にアンケート調査を実施する) ・ くくり罠の整備及設置 (イノシシ、ニホンジカ)
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>《ニホンザル》 第三期新潟県ニホンザル管理計画を踏まえ、胎内市ニホンザル管理実施計画との整合性を図りながら個体数調整を行う。</p> <p>《カラス》 過去の捕獲計画及び捕獲実績を考慮し、捕獲計画数を設定する。</p> <p>《ツキノワグマ》 放任野菜・果樹の除去に関する啓発、住民等に対する注意喚起を基本対策とする。ただし、住民の安全確保の観点から必要最小限の捕獲を実施する。</p> <p>《イノシシ》 農作物被害の状況、隣接自治体からの情報等を踏まえ、目標捕獲計画数を20頭とする。</p> <p>《ニホンジカ》 農作物・森林被害の状況を踏まえ目標捕獲計画数を10頭とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	200頭	200頭	200頭
カラス	500羽程度	500羽程度	500羽程度
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
<p>《ニホンザル》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわなによる捕獲（4月～12月）被害地域全域 ・銃器による捕獲（4月～12月）被害地域全域 <p>《カラス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲（4月～12月）被害地域全域 <p>《イノシシ・ニホンジカ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くくり罠、はこ罠による捕獲（4月～12月）被害地域全域 ・銃器による捕獲（4月～3月）被害地域全域 <p>《ツキノワグマ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、銃器または罠による捕獲

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>《必要性》</p> <p>ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの捕獲において、散弾銃では困難な場合、射程距離の長いライフル銃を使用した効率的な捕獲を行う。</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：通年 ・実施予定場所：胎内市内の被害発生地域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
胎内市	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、カラス 管理実施計画に基づく個体数調整数を目的とする許可権限について、委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	電気柵等（要望に応じて設置）	電気柵等（要望に応じて設置）	電気柵等（要望に応じて設置）

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	電気柵の管理指導	電気柵の管理指導	電気柵の管理指導
イノシシ	電気柵の管理指導	電気柵の管理指導	電気柵の管理指導

5・生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

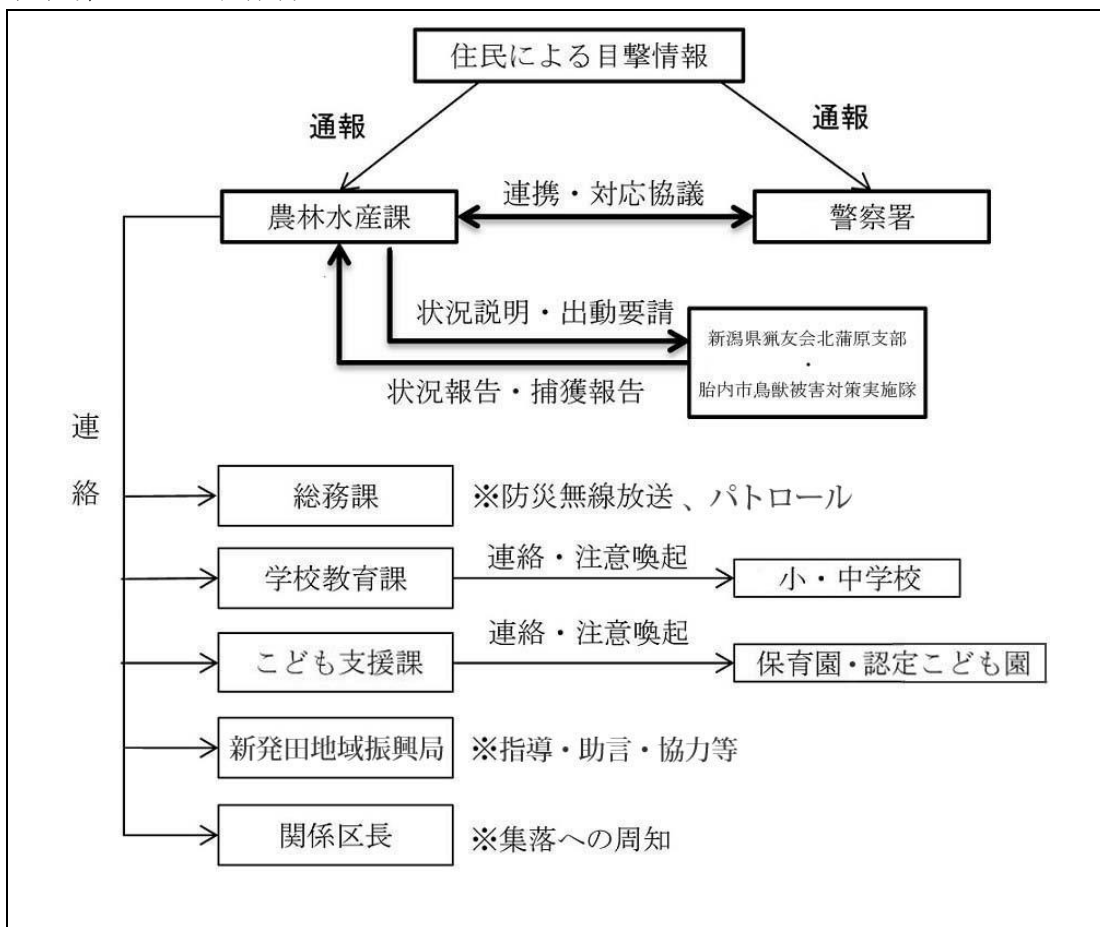
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル カラス ツキノワグマイノ シシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況調査の実施（ニホンザル） ・鳥獣の被害状況の把握「アンケート調査」 ・追い払いに関する啓発の実施、体制の整備 ・放任野菜・果樹の除去に関する啓発の実施 ・鳥獣への餌付け禁止に関する周知 ・農地周辺の草刈りの実施
令和6年度	同上	同上
令和7年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
胎内市 農林水産課農産振興係 総務課交通防災係 学校教育課学校教育係 こども支援課こども支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び関係機関との連絡・調整 ・ 地域住民への注意喚起 ・ 児童・生徒の安全確保 ・ 有害鳥獣捕獲許可手続き
新発田地域振興局 健康福祉環境部環境センター	・ 被害対策への指導・助言・協力等
新発田警察署 胎内分庁舎生活安全課	・ 地域住民の安全確保
新潟県猟友会北蒲原支部	・ 捕獲の実施
胎内市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺パトロール及び地域住民への注意喚起 ・ 捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・埋設処分。
- ・致死させる場合は、できる限り苦痛を与えないよう努める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	-
ペットフード	-
皮革	-
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	-

(2) 処理加工施設の取組

-

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	胎内市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル管理実施計画の作成 ・被害防除対策の指導・啓発・支援・実施等 ・生息環境管理の指導・啓発・支援・実施等 ・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集・蓄積 ・個体数調整の実施
新発田地域振興局健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種技術・情報の提供、助言、支援 ・地域個体群に対する情報の収集、提供
胎内市農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲の実施 ・被害防除対策の指導・啓発・支援・実施等 ・生息環境管理の指導・啓発・支援・実施等 ・農作物の被害情報の提供
新潟県猟友会北蒲原支部	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況調査への協力 ・農地周辺の巡回及び捕獲への協力 ・出没情報・捕獲情報等の提供
黒川地区野猿対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落と市・農協・猟友会との連絡調整
胎内市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等による被害防止施策等の実施 ・防護柵設置等による被害防止施策等の実施 ・有害鳥獣による被害状況調査及び生息調査等の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新発田地域振興局農業振興部	・各種技術・情報の提供、助言、支援
下越森林管理署	・農地周辺及び山間地の森林等生息環境管理の検討協力 ・生息・出没情報等の提供
さくら森林組合	・農地周辺及び山間地の森林等生息環境管理の検討協力 ・生息・出没情報等の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none">・平成26年度に設置済み。・規模及び構成は胎内市鳥獣被害対策実施隊規則に基づく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none">・農家・地域住民には、被害防除や農地・集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発等を行う。また、農作物の被害状況、対象鳥獣の出没状況、防除効果等の情報の提供について協力を求める。・鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域においては、捕獲に非鉛製弾を使用するよう、従事者に指導する。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施には、第三期新潟県ニホンザル管理計画及び第三期新潟県ツキノワグマ管理計画、第三期新潟県イノシシ管理計画、第二期新潟県ニホンジカ管理計画及び胎内市森林整備計画との整合性を図ることとする。
